

鈴鹿市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市条例第13号

鈴鹿市市営住宅条例の一部を改正する条例

鈴鹿市市営住宅条例（平成9年鈴鹿市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（入居者の資格） 第5条 略 2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 （1）～（7） 略 （8） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの ア 略 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項<u>又</u>	（入居者の資格） 第5条 略 2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 （1）～（7） 略 （8） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの ア 略 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の

は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
---	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。